

(改) 福島県スポーツ推進基本計画

～ふくしまスポーツ元気創造プラン～

(案)

平成~~25~~**29**年~~3~~**7**月~~27~~**27**日版

福 島 県

目 次

文言追加・訂正

I	はじめに	
1	計画 一部 改定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
II	社会の現状と課題	
1	人口減少・高齢社会の進行	5
2	情報化社会の進展	5
3	ライフスタイル・価値観の多様化	6
4	健康・体力づくりに対する関心の高まり	6
5	分権型社会への移行	7
6	国際化の進展	7
III	ふくしまのスポーツの現状と課題	
1	県民のスポーツ活動の実態	8
2	総合型地域スポーツクラブ	10
3	子どもの体格、体力・運動能力の実態	11
4	スポーツを通じた共生社会づくり	11
4 5	運動部活動・スポーツ少年団の状況	12
5 6	本県の競技力	12
6 7	県内のスポーツ施設	14
7 8	スポーツ関連情報システム	14
8 9	本県スポーツ財産の継承とシンボルスポーツ等の創出	15
IV	めざす姿	
1	基本理念	16
2	基本目標	16
3	視 点	16
	(1) 楽 し む	
	(2) 育 む	
	(3) 競 う	
	(4) つ な ぐ	
V	推進施策	
1	スポーツ推進体制の整備	19
	(1) 地域スポーツ環境の整備	
	(2) 学校・家庭・地域の連携促進	
	(3) 競技力向上体制の整備	
	(4) スポーツの推進によるスポーツの価値の理解と推進	
2	指導者の養成・確保・活用	23
	(1) 地域のスポーツ活動を支え、継承する人材の養成・確保・活用	
	(2) 学校と地域をつなぐ人材の育成・確保・活用	
	(3) 競技力を支える若手指導者の養成・確保・活用	

3	スポーツムーブメントの展開	25
	(1) スポーツイベント等の誘致・開催	
	(2) シンボルスポーツ・シンボルスポーツチーム等の創出	
	(3) スポーツ教室等の開催	
	(4) 豊かな自然や地域の特性を活かしたスポーツの推進	
	<u>(5) オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進</u>	
4	スポーツ交流の推進	29
	(1) 多様な地域とのスポーツ交流の推進	
	(2) スポーツ国際交流の推進	
	(3) プロスポーツ等との交流の推進	
5	スポーツ施設の整備・活用	30
	(1) スポーツ施設の機能強化及び有効活用	
	(2) 学校体育施設の開放促進	
6	スポーツの情報提供	31
	(1) 各種スポーツ・健康情報提供の充実	
	(2) アンチ・ドーピングの啓発活動の推進	
7	企業・大学と地域スポーツの好循環	32
	(1) 企業スポーツと地域スポーツとの連携	
	(2) 大学と地域スポーツとの連携	
8	東日本大震災・原子力災害に伴う対応	32
	(1) スポーツ団体の活動支援	
	(2) 全国大会や国際大会の誘致・開催	
VI	計画の推進と進行管理	
1	計画の推進	33
	(1) 県民に期待される役割	
	(2) スポーツ関係機関・団体等に期待される役割	
	(3) 企業に期待される役割	
	(4) 市町村に期待される役割	
	(5) スポーツ振興関係公益法人に期待される役割	
	(6) 県の役割	
2	計画の進行管理	35
	福島県スポーツ推進基本計画の指標	36
	参考資料（用語の補足説明）	38

I はじめに

1 計画一部改定の趣旨

文言追加

スポーツは、世界共通の文化のひとつです。

スポーツは、今日、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であると謳われています。

また、スポーツは、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、体力の向上や心身両面にわたる健康の保持・増進、さらには活力ある健全な社会の形成に重要な役割を担うなど、さまざまな意義や価値を有することから、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要です。

近年、人口減少、高齢社会の本格的な進行など、社会の急激な変化に伴い、スポーツを取り巻く環境も大きく変化してきました。

そこで、これらの様々な環境の変化を踏まえ、厳しい社会経済情勢や時代潮流の中にあっても、スポーツの振興を通して人と地域が生き生きと活力に満ち、将来に夢と希望を持てる「ふくしま」を創るために、本県のスポーツ振興に関する基本目標を明らかにし、本県スポーツ行政推進の基本的指針となる、「福島県スポーツ振興基本計画」を平成22年3月に策定しました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）などにより、本県を取り巻く社会経済情勢は、計画策定時の想定を超えて大きく変化するとともに、国が平成23年に「スポーツ振興法」を全面的に改正し、新たに制定された「スポーツ基本法」、並びに、同法に基づき策定された「スポーツ基本計画」を踏まえ、今回、「福島県スポーツ振興基本計画」を見直し、併せて名称も「福島県スポーツ推進基本計画」とすることとしました。

文言追加

そして、平成25年9月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、障害者スポーツ協会の文科省への移管やスポーツ庁の設立等が行われ、スポーツを取り巻く環境が大きく変化しました。さらに国が平成29年3月に策定した「第2期スポーツ基本計画」の理念を具現化し、社会、経済、県民生活や意識の変化に対応するため、福島県スポーツ推進審議会の答申を受け、計画を一部改定することとしました。

2 計画の位置づけ

文言追加・訂正

この計画は、「スポーツ基本法」に基づき、国の国は、平成24年3月に策定した「スポーツ基本計画」が、平成24年度から5年間の計画であることから、平成29年度から平成33年度までの計画を新たに検討し、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。

本計画は、これらの計画を参酌しながら、本県スポーツ振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本目標及び施策の方向を定めるものです。

また、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の基本目標や目指す将来の姿を共有しながら、その実現をスポーツ振興の観点から目指す部門別計画として位置づけられるものです。

3 計画の期間

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」が今の子どもたちが親世代となる30年後を展望しながら、平成25年度を初年度とする8か年計画とされていることを受け、この計画も平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

なお、計画期間中に、本県を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行うものとします。

II 社会の現状と課題

1 人口減少・高齢社会の進行

本県の人口は、平成10年1月の213万8千人から減少傾向となり、平成25年1月現在、196万人となっています。

人口減少の原因として、首都圏への人口流出、未婚化・晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加などが挙げられます。また、東日本大震災・原子力災害の発生後、若い世代を中心に県外への人口流出が続いていることから、本県では、我が国全体の傾向より、人口減少・高齢化の進行の度合いは深刻であると考えられます。

このため、子どもを安心して生み育てることができ、幼少期から遊び、運動、スポーツに親しむことのできる安全・安心な環境を整え、運動やスポーツ好きな子どもたちの育成に努めるとともに、高齢者の健康の保持増進を図ることが必要となります。

2 情報化社会の進展

テレビ・新聞・雑誌などを介して固定的かつ一方的に行われてきた情報の伝達は、インターネットの普及によって多様化するとともに、ソーシャルメディアの影響力が強まっています。

東日本大震災・原子力災害の発生後、ソーシャルメディアにより被災地の情報が数多く伝えられ、その結果、国内外から多くの支援が寄せられました。

今後、ソーシャルメディアの台頭により、情報を主体的に選択し活用する能力（情報リテラシー）の重要性がより高まるとともに、ソーシャルメディアとマスメディアの融合が進むことにより、一人ひとりのニーズに対応した情報の流通が進んでいくと考えられます。

このため、県民が必要とするスポーツや健康に関する情報をこれらのメディアを活用して提供するように努めることが必要となります。

文言追加

3 ライフスタイル・価値観の多様化

ア 障がい者のスポーツに関すること。

- *関連政策目標：1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

生活水準の向上に伴って、ライフスタイルが変化しています。また、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、県民全てがユニバーサルデザインの考え方に基づいて、安心して快適に暮らすことのできる生活環境づくりが進められています。

今までスポーツ参画が少なかった女性や障がい者に対し、気軽にスポーツを楽しむライフスタイルを提案し、スポーツに関わる（する、みる、ささえる）人を増やすことで、さらなる活力ある日常生活を送ることができます。

さらに、能力の発揮、社会貢献、家族や地域との関係を重視する人々や、環境、健康、癒しに高い関心を持つ人々が増加するなど、ものの豊かさより心の豊かさを重視する人々が増えています。

このため、県民のライフスタイルや価値観の多様化に応じて、身近な場所で気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努めることが必要となります。

イ 女性のスポーツに関すること。

- *関連政策目標：1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

4 健康・体力づくりに対する関心の高まり

東日本大震災・原子力災害の発生後、多くの学校等で屋外での活動時間が制限されるとともに、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、不自由な生活を強いられるなど、本県を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

平成24年12月に発表された学校保健統計調査結果によると、本県の子どもたち特に小学生が肥満傾向にあることが明らかになり、その原因として「原子力災害後の屋外活動の制限で運動量が減少したこと」があげられるなど、生活習慣の変化が健康に及ぼす影響が大きいことから、身体を動かすことの大切さを改めて認識するとともに、健康・体力づくりに対する関心も高まっています。

日常的に身体を動かし、睡眠や食生活など、基本的な生活習慣を確立し、定期的な運動・スポーツを行うことは、子どもたちの健全育成や高齢者の生きがいづくりはもとより、生活習慣病の予防にとっても有効です。

このため、生涯を通じた健康づくりや、学校、家庭、地域の連携のもと、学校体育（部活動を含む）や健康教育の充実に努めることが必要となります。

5 分権型社会への移行

多様化する人々の価値観やニーズに対して、地域のことはより住民の身近なところで決定し、それぞれの地域特性に応じた効果的な施策展開を可能とする分権型社会への移行が求められています。

本県では、東日本大震災・原子力災害への対応などのため、県・市町村相互の連携や支援が今まで以上に必要となっています。

このため、県と市町村が「イコールパートナー」として連携を図りながら、それぞれの役割分担に基づき、県民の多様化するスポーツに対するニーズに対応したサービスを提供することが必要となります。

6 国際化の進展

経済をはじめ、あらゆる分野における国際化の進展に伴い、海外との交流も増大しています。スポーツは、世界共通の文化のひとつであり、言語や生活習慣の違いを超え、同一ルールの下で互いに競うことにより、世界の人々との相互理解や認識を一層深めることができるなど、国際的な友好と親善に大きな役割を果たしています。

世界レベルのプレーを身近で観戦したり、スポーツを通じ海外の人々と交流することは、競技力の向上はもとより、競技人口の拡大、さらには国際社会に生きる人づくりにもつながります。

このため、今後も引き続きスポーツによる国際交流を図ることが必要となります。

また、平成25年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、さらに本県においても野球・ソフトボール競技が開催されることから、多くの県民が東京大会に関わることで、国内外との交流を拡大していくことが大切になります。

文言追加

ウ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。

*関連政策目標：3 国際競技力の向上

Ⅲ ふくしまのスポーツの現状と課題

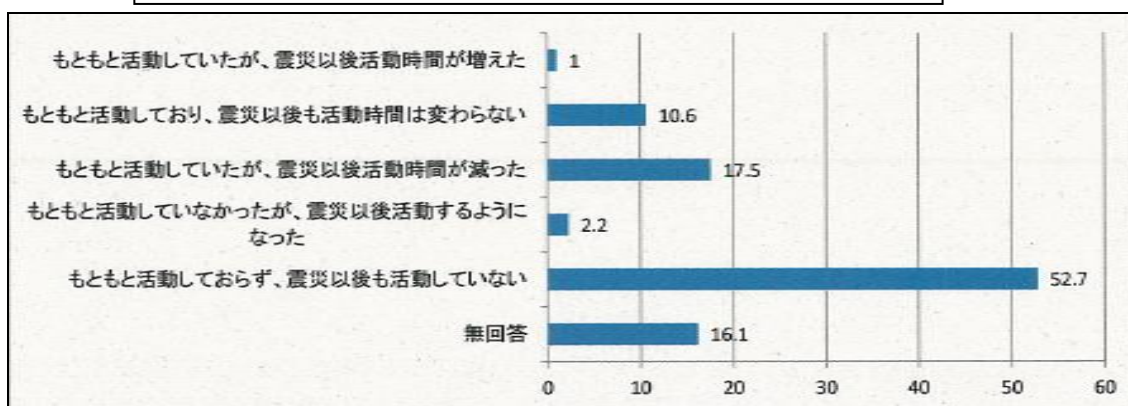
1 県民のスポーツ活動の実態

平成23年度県政世論調査の結果によると、東日本大震災・原子力災害後の県民のスポーツ活動（鑑賞・ボランティアを含む）については、「活動時間が減った」と答えた割合は、17.5%となっています。その理由としては、「活動する余裕がなくなったから」と答えた割合が37.2%と最も多く、次いで、「活動する場が被災したから」が9.9%、「共に活動していた仲間や地域の人たちと離れてしまったから」が4.8%となっています。逆に、「活動時間が増えた」及び「震災以後、活動するようになった」割合は、3.2%となっています。その理由としては、「仲間や地域の人たちとのつながりを作るから」が64.6%、「精神面での支えとなるから」が35.4%（複数回答可）となっています。さらに、今後、スポーツ活動の振興のため、優先して取り組むべきものについては、「大会・競技会等を見る機会の充実」が41.6%と最も多く、「スポーツ教室などの活動する機会の充実」が36.9%、「被災した施設の復旧を含めた活動する場の充実」30.3%の順になっています。

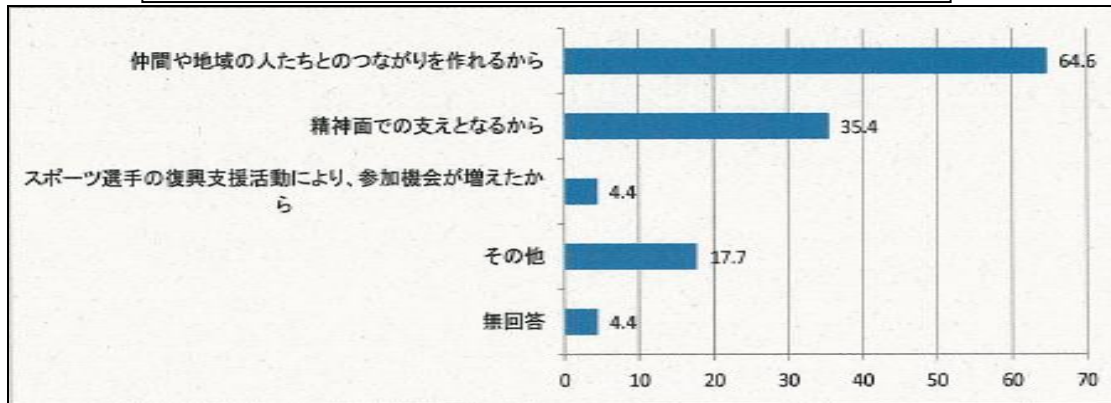
これらのことから、時間や場所を工夫した個人の主体的な取組を推進するとともに職場・地域・家庭において、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツに取り組める環境を整備することが必要となります。

また、定期的・継続的な運動・スポーツの実施は、生活習慣病の予防にも有効であることから、関係部局や医療機関等と連携した健康・体力づくりなどの取組を通して、社会全体でスポーツに対する意識をさらに高めることが必要となります。

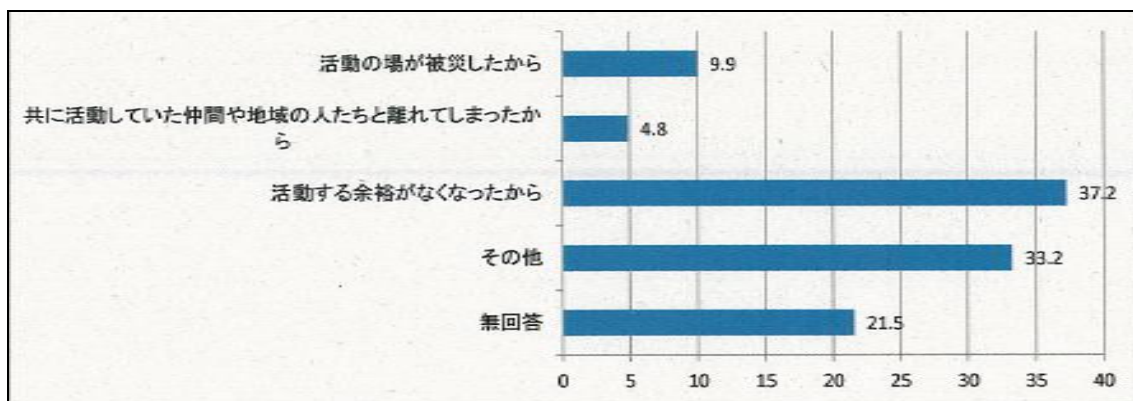
震災後のスポーツ活動状況



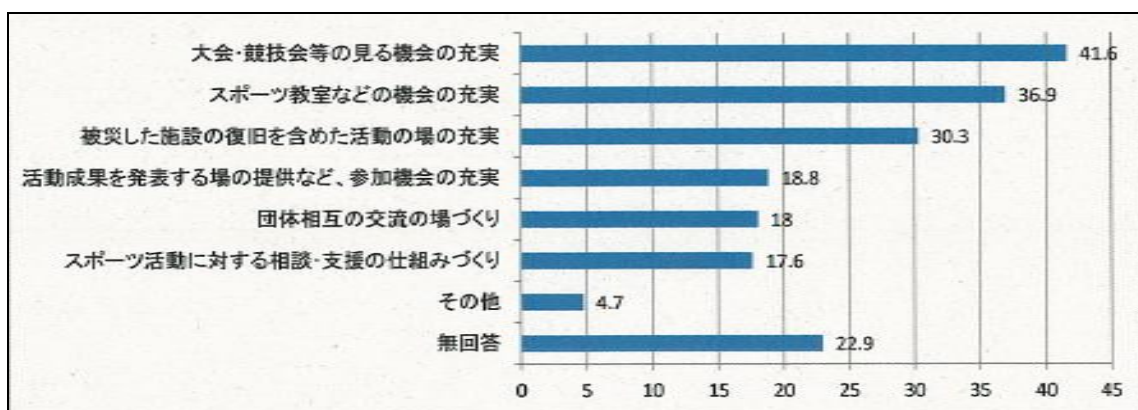
活動時間が増加、不変または新たに始めた理由



活動時間が減少または活動しない理由



スポーツ活動振興のために取り組むべきこと



(平成23年度県政世論調査より)

2 総合型地域スポーツクラブ

本県では、中通り、浜通り、会津地方にそれぞれ設置し、生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの創設・育成・定着を促進し、スポーツ活動全般について、積極的な支援を行っています。

平成25年1月1日現在、48市町村に87の総合型地域スポーツクラブが設立されており、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも自分の年齢、体力、興味・関心、技術レベルに応じて地域住民が身近な場所でスポーツに親しめる環境整備が進んでいます。

しかし、東日本大震災・原子力災害により、避難を余儀なくされている地域については、地域の絆を育むコミュニティの維持・再生が課題となっていることから、避難している住民に対して、スポーツを通して避難者同士の交流の機会や地域活動への参画を支援し、地域コミュニティの維持・再生を図ることが必要となります。

スポーツに親しむことは、全ての県民が生涯にわたり健康で明るく、活力ある生活を送る上で大きな意義をもち、個人の幸福にとどまらず、社会全体の活力にもつながり、医療費の節減等も期待されています。

このため、今後は、未設置の11市町村においても総合型地域スポーツクラブの設立を働きかけ、県内全ての市町村に総合型地域スポーツクラブを設立することを目指します。

また、総合型地域スポーツクラブを県内全域に定着させるために、それぞれのクラブ設立の理念の共有、人材の発掘・育成、拠点施設や財源の確保など、さまざまな課題を解決することが必要となります。

そのため、うつくしま総合型スポーツクラブユニオンを設置し、広域スポーツセンターと両輪で総合型地域スポーツクラブを支援する体制を整えています。

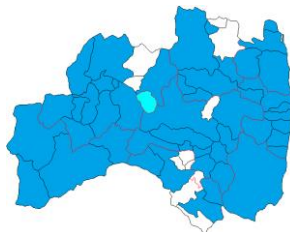
文言追加

なお、平成28年4月にうつくしま総合型スポーツクラブユニオンは、より機能の強化を図るため解散し、一般社団法人福島県総合型スポーツクラブ連絡協議会を新たに設立し、さらなる支援体制づくりに努めています（以下、（一社）福島県総合型スポーツクラブ連絡協議会という。）。

Fukushima総合型クラブMap2012

福島県内59市町村中48市町村に87の総合型地域スポーツクラブが設立されています。

(H25.1.1)



3 子どもの体格、体力・運動能力の実態

「平成22年度学校保健統計調査」（平成23年度は、東日本大震災の影響により未実施）によると、本県児童生徒の身長及び座高は、男女ともほぼ全国並み、体重は、女子の10歳を除く男女とも全ての年齢で全国平均を上回っている結果となっています。

また、平成23年度の「体力・運動能力テスト」についても、東日本大震災の影響により、実施できなかった学校もあったことから、平成22年度の本県と、平成21年度の全国の体力・運動能力の測定項目の平均を比較してみると、男女それぞれ102項目中、男子は、74項目(72.5%)、女子は82項目(80.4%)において全国平均を上回るか、同等という結果になっています。

子どもの体力は、長期的な低下傾向に歯止めがかかったものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比べまだまだ低いレベルにあること、また、よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることから、幼児期及び小学校期に適切な運動や遊びを通して子どもの体力低下を防止するとともに、運動嫌いをなくす取組が必要となります。加えて、東日本大震災・原子力災害後、多くの学校等で屋外での活動が制限されるなど、放射線からの避難措置による生活習慣の変化から運動不足となり、子どもたちが肥満傾向にあることが明らかとなりました。

日常的に子どもが身体を動かし、睡眠や食生活など基本的な生活習慣を確立するには、家庭での取組が欠かせないことから、保護者をはじめとする大人に対して、子どもの体力や健康に対する意識を高める取組が必要となります。

文言追加

4 スポーツを通した共生社会づくり

本県では、障がい者のスポーツ活動を通した社会参加の促進及び障がい者スポーツの普及・振興を図るとともに、障がいの有無に関係なく、スポーツを通した共生社会づくりに努めています。

特に障がいを持つ子どもたちのスポーツ活動への参加機会の増加は、同世代との交流や様々な社会経験をする機会となり、社会参加、自立、また共生社会の充実につながります。

障がい者のスポーツ推進体制をさらに充実させるために、県と関係団体が連携し、障がい者スポーツ環境の充実を図る取組が必要となります。

ア 障がい者のスポーツに関すること。

- *関連政策目標：1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大
2 スポーツを通した活力があり絆の強い社会の実現

文言追加・訂正

4.5 運動部活動・スポーツ少年団の状況

中学生の運動部加入率は、76.0%、高等学校は、48.5%と全国平均(中学校64.5%、高等学校42.7%)と比べると高い水準を維持しています(平成24年度 健康教育課調べ)。しかし、東日本大震災・原子力災害により、県外に避難した生徒が増えたこともあり、部活動を存続できない学校が出てくるなど、生徒のニーズにあった運動部活動ができない状況や専門的な指導を行える教員がない場合もあるなど課題が山積しております。

一方、スポーツ少年団の加入率は、17.6%と全国平均12.5%と比べると高い水準にありますが(平成22年度県スポーツ少年団本部調べ)、東日本大震災・原子力災害により、避難を余儀なくされている地域については、これまでのような活動が存続できない状況にあります。

今後、さらにこの水準を維持・向上させるためには、安全・安心な環境づくりに努めるとともに、子どもたちの発育発達状態に応じた適切な指導が行われるよう、指導者の養成と資質の向上を図ることが必要となります。

文言追加・訂正

5.6 本県の競技力

各競技団体の競技者の発掘・育成・強化に向けた取組にもかかわらず、平成7年に行われた「ふくしま国体」を契機に高められた競技力も、ここ最近の国民体育大会の総合成績を見ると、30位台から40位台と非常に低い位置で推移しています。

国民体育大会をはじめ、各種全国大会や国際大会で本県の競技者が活躍する姿は、次世代を担う子どもたちにスポーツへの興味を抱かせ、人々の身体を動かすことへの関心を高めるとともに、県民の誇りや一体感の醸成、魅力ある地域づくりにつながるなど、活力ある社会の形成に貢献するものです。

このため、競技団体、教育委員会及び市町村等と連携しながら、競技力の向上に向けた取組をさらに進めることが必要となります。

文言追加

国民体育大会における本県の成績(平成7年ふくしま国体以降)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14
開催県	福島県	広島県	大阪府	神奈川県	熊本県	富山県	宮城県	高知県
成績	1位	9位	16位	16位	18位	19位	17位	33位
年度	15	16	17	18	19	20	21	22
開催県	静岡県	埼玉県	岡山県	兵庫県	秋田県	大分県	新潟県	千葉県
成績	23位	21位	21位	26位	24位	31位	35位	43位
年度	23	24	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	<u>30</u>
開催県	山口県	岐阜県	<u>東京都</u>	<u>長崎県</u>	<u>和歌山県</u>	<u>岩手県</u>		
成績	40位	43位	<u>35位</u>	<u>34位</u>	<u>31位</u>	<u>35位</u>		

文言追加

国際大会に出場した本県競技者数(平成7年度以降)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14
個人数	49名	21名	21名	27名	24名	19名	32名	25名
団体数	—	—	—	—	—	1団体	—	—
年度	15	16	17	18	19	20	21	22
個人数	25名	24名	33名	31名	38名	47名	43名	64名
団体数	—	—	—	—	1団体	—	—	1団体
年度	23	24	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	<u>30</u>
個人数	31名	30名	<u>53名</u>	<u>55名</u>	<u>56名</u>	<u>43名</u>		
団体数	—	—	<u>1団体</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>		

(オリンピック・パラリンピック、世界選手権、アジア大会等をいう。国際親善試合は含まない。)

(平成24年12月31日現在) (平成29年4月1日現在)

文言訂正

全国大会における本県競技者の上位入賞者数(平成7年度以降)

文言追加

年度	7	8	9	10	11	12	13	14
個人数	186名	133名	135名	103名	91名	109名	111名	96名
団体数	96団体	44団体	43団体	44団体	30団体	32団体	35団体	35団体
年度	15	16	17	18	19	20	21	22
個人数	82名	104名	110名	96名	112名	109名	130名	121名
団体数	32団体	36団体	34団体	47団体	28団体	37団体	26団体	33団体
年度	23	24	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	<u>30</u>
個人数	129名	113名	<u>119名</u>	<u>118名</u>	<u>112名</u>	<u>128名</u>		
団体数	29団体	26団体	<u>34団体</u>	<u>28団体</u>	<u>29団体</u>	<u>20団体</u>		

(国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会等をいう。)

(平成24年11月22日現在) (平成29年4月1日現在)

文言追加・訂正

6.7 県内のスポーツ施設

本県では、平成7年の「ふくしま国体」の開催を契機に県内各地にスポーツ施設が数多く整備され、学校体育施設とともに、県民の身近なスポーツ施設として極めて重要な役割を担っています。

その中でも、「ふくしま国体」のメイン会場として整備されたあづま総合運動公園には、今後とも、スポーツ振興の中核施設としての役割が期待されています。

文言追加

このため、施設の管理運営等にあたっては、より利用者の視点に立ったサービスの提供に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した設備の整備、機能の充実に努めることが、施設の長寿命化、有効活用を推進し、スポーツ施設のストックの適正化を図ることが必要となります。

文言追加・訂正

7.8 スポーツ関連情報システム

県民が主体的にスポーツ活動に取り組むためには、スポーツに関する情報を容易に入手できる環境が必要です。現在、県や関係機関・団体等では、スポーツ情報誌を定期的に発行するとともに、総合的なスポーツ情報を提供するためにホームページを開設しています。

今後は、県民が興味・関心を持ち、主体的なスポーツ活動に結びつくよう、情報内容の充実など、効果的な情報提供に努めることが必要となります。

文言追加・訂正

8.9 本県スポーツ財産の継承とシンボルスポート等の創出

全日本実業団駅伝や東京箱根間往復大学駅伝などにおける本県関係競技者の活躍、都道府県対抗男子駅伝における2位入賞(平成22年)、さらには、ロンドンオリンピックにおける本県出身あるいはゆかりの競技者の活躍など、全国大会や国際大会で活躍する本県関係競技者の姿は、県民に夢や希望を与え、次代を担う青少年の励みになっております。また、東日本大震災・原子力災害の発生後、多くのスポーツ選手が本県に駆けつけ、県民といっしょになって身体を動かし、笑顔や勇気、元気を届けてくれました。今後、本県が誇れるこうした財産をさらに大きく伸ばす取組が必要となります。

文言追加・訂正

一方、~~JFL~~昇格を決めたサッカーの福島ユナイテッドFCやアイスホッケーチームの東北フリーブレイズ、野球の福島ホープス、バスケットボールの福島ファイヤーボンズの活躍に対する県民の期待も大きなものがあります。

こうした動きをスポーツチームのプロ昇格に関する取組や地域に密着したプロスポーツは、「ふくしまの顔」となりうるシンボルスポートやシンボルスポートチームの創出に関する取組につなげるなど、人づくりや地域づくりにつながるスポーツの振興が必要となります。

IV めざす姿

- 1 基本理念 : 県民の誰もが、豊かなスポーツライフを創造できる

「生涯スポーツ社会の実現」

スポーツをする県民の姿

～県全体をスポーツ空間として捉え、すべての県民が

地域や自然の中で様々なスポーツ文化を享受している。～

- 2 基本目標 : 「県民が、生涯にわたって自主的・自律的かつ継続的にスポーツに親しみながら、人と地域が輝く『ふくしま』を創る」

- 3 視 点 : 「楽しむ」、「育む」、「競う」、「つなぐ」

文言訂正

- (1) 「楽しむ」…県民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢、健康状態、体力、技術などに応じて主体的にスポーツに取り組んだり（「する」）、スポーツを観戦したり（「みる」）、指導者やスポーツボランティアとして活動すること（「**支えるささえ**る」）は、とても大切なことです。

このため、豊かなスポーツライフの創造を目指し「楽しむ」を第一の視点とします。

- (2) 「育む」…幼児を含む、就学期の子どもがスポーツ文化に触れ（**出会い**）、身体を動かすことの楽しさを体験し、成長する中でスポーツとの関わりを強くすることはとても大切なことです。

このため、スポーツを生活の一部として位置づけられるよう、「育む」を第二の視点とします。

- (3) 「競う」…仲間と切磋琢磨しながら、競技力を高め、「スポーツに強いふくしま」を確立し、国際舞台で活躍する競技者を育成することは、次代を担う青少年に夢や希望を与えるとともに、県全体の活性化に大きく寄与するものです。

このため、国際大会や各種全国大会で活躍する競技者を数多く育成できるよう、「競う」を第三の視点とします。

- (4) 「つなぐ」…スポーツを通して、県民一人ひとりが人と人とのつながりの中で

自分の心に描いたことにチャレンジすることはとても大切なことです。また、スポーツの振興は、地域コミュニティの形成や世代間交流を促進し、本県に息づいている温かな県民性やお互いを支え合う地域社会の絆をより強めることにもつながります。

このため、スポーツの振興が、「人づくり」や「地域づくり」を通して、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の基本目標である「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を創る鍵となることから、「つなぐ」を第四の視点とします。

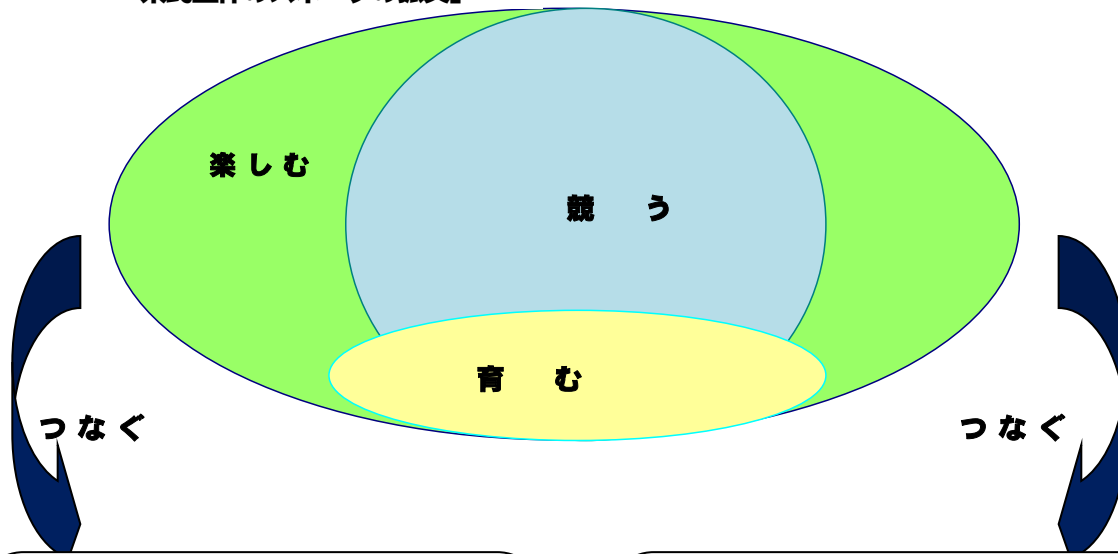
「人づくり」につなぐ

- ①子どもたちの基本的な生活習慣の形成
- ②障がい者と健常者がともに運動する場づくり
- ③成人の運動習慣の形成
- ④高齢者の生きがいづくり

「地域づくり」につなぐ

- ①地域の活性化
- ②地域コミュニティの再生
- ③交流人口の拡大

「県民主体のスポーツの振興」



スポーツを通じた人づくり

- 子どもたちの基本的な生活習慣の形成
- 障がい者と健常者がともに運動する場づくり
- 成人の運動習慣の形成
- 高齢者の生きがいづくり

スポーツを通じた地域づくり

- 地域の活性化
- 地域コミュニティの再生
- 交流人口の拡大

推進施策

- 1 スポーツ推進体制の整備
- 2 指導者の養成・確保・活用
- 3 スポーツムーブメントの展開
- 4 スポーツ交流の推進
- 5 スポーツ施設の整備・活用
- 6 スポーツ情報提供
- 7 企業・大学と地域スポーツの好循環
- 8 東日本大震災・原子力災害に伴う対応

V 推進施策

1-2 スポーツ推進体制の整備

削除

(1) 地域スポーツ環境の整備

① 総合型地域スポーツクラブの育成支援

文言追加・訂正

広域スポーツセンターや~~うつくしま総合型スポーツクラブユニオン~~ (一社) 福島県総合型スポーツクラブ連絡協議会を中心として、各市町村や関係団体等と連携・協力し、身近なところでスポーツに親しむことのできる場として、地域住民が主体的に運営し、高齢者や障がい者を含め、全ての住民が参加できる総合型地域スポーツクラブの創設・育成・定着を支援します。

② 健康・体力づくりに向けたスポーツ活動の推進

高齢者や障がい者を含め、全ての県民が生き生きとして健康に生活するために、「ノーモライゼーション」を理念に、ユニバーサルデザインにも配慮した施設・設備の整備が進められていることを踏まえ、様々な機会をとらえ、県民のスポーツ活動への参加を促すとともに、整備された施設・設備のもとで各市町村のスポーツ推進委員を活用し、健康や体力づくりに向けたスポーツ活動を推進します。

③ 地域のスポーツ活動におけるメディカルサポート体制の充実

運動やスポーツに親しむ県民が、年齢や体力等に応じて気軽に安全で効果的な運動やスポーツ活動を行うために、医師会やスポーツドクター等との連携を密にして、メディカルサポート体制の充実に努めます。

文言追加

イ 女性のスポーツに関すること。

- *関連政策目標：1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

④ 女性のスポーツ活動の推進

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するため、スポーツ施設の利用しやすさの向上を図るとともに、スポーツ団体と連携し、指導者講習会等においてハラスメントの防止への取組やスポーツ団体における女性役員の登用を進め、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進します。

ア 障がい者のスポーツに関すること。

- *関連政策目標：1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

⑤ 障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者が日常生活において、身近なところでスポーツ活動をするには、スポーツに出会う場やスポーツ観戦等、スポーツを身近に感じる環境を整えることが大切です。障がい者にスポーツを身近に感じてもらうように、施設整備や指導サポート体制の充実に努めます。

(2) 学校・家庭・地域の連携促進

① 子どもの体力の向上

スポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスのとれた発育・発達に不可欠です。しかし、東日本大震災・原子力災害により、子どもたちが思いきり身体を動かす機会が少なくなっていることを踏まえ、運動やスポーツの楽しさを体験できる場を通して、幼児・児童・生徒が積極的に運動・スポーツに親しみながら、生涯にわたる豊かなスポーツライフを形成する習慣や意欲、能力を育成することは大切なことです。

学校や家庭、地域との連携のもと、外部指導者の活用などによる教科体育等の充実や放課後の子どもたちのスポーツ活動を行う安全で健やかな居場所づくりの支援とともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの地域スポーツ団体の活動への支援など、子どもの体力向上への取組を総合的に推進します。

② 運動部活動の活性化

運動部活動は、体力の向上を図り、豊かな人間性を育み、明るく充実した学校生活を送るために大切であるとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣をつくる上でも、有意義な活動です。また、夢や課題に向かってチャレンジする力を育み、人とつながり支え合う貴重な経験から、将来のふくしまを担う人づくりの大きな力となります。しかし、東日本大震災・原子力災害により、屋外での活動に影響が出ていることを踏まえ、誰もが運動部活動に安心して参加できる環境を整えるとともに、教員の指導力の向上や外部指導者等の活用など、部活動の活性化に努めます。

③ 健康教育の推進

東日本大震災・原子力災害によるストレスの増加や肥満の問題が顕在化しており、子どもたちの心身の健康を取り巻く問題が深刻化していることを踏まえ、放射線に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、望ましい食習慣や基本的な生活習慣を身に付けさせ、子どもたちが、自ら生涯にわたり心身の健康の保持増進を図ることができるよう、学校・家庭・地域の連携のもと、健康教育を推進します。

(3) 競技力向上体制の整備

① 一貫指導体制の整備

国際大会や各種全国大会で活躍する競技者を数多く育成するため、同一の指導理念のもと、指導者間の連携を図り、競技者の発掘・育成・強化に至るまでの一貫指導体制を整備する競技団体を支援します。

② 競技者育成プログラムの作成・活用

各競技団体等と連携・協力し、ジュニア期から総合的な運動能力を開発するため、各競技団体が策定した「一貫指導のための競技者育成プログラム」を活用し、ジュニア層の有望な人材の発掘に努めるとともに、年齢に応じた適切な指導を推進する競技団体を支援します。

③ 優秀な競技者の定着に向けた取組

企業や関係機関・団体等と連携し、競技力の高い優秀な競技者が県内を活動拠点として競技活動に励むことのできる体制の整備について研究を進めます。

④ 才能を生かし、伸ばす環境の整備

県内には競技に取り組みながら十分な指導が受けられない、才能ある児童生徒が見受けられます。

そこで、これらの児童生徒が埋もれてしまうことなく才能を伸ばすことができるよう、関係団体等と連携を図りながら、活動できる場を提供するなど、その発掘・育成に努めます。

⑤ スポーツ医・科学サポート体制の充実

関係機関・団体等と協力・連携し、競技者の栄養・コンディションの管理・指導を行うとともに、スポーツ医・科学のスタッフから、専門知識に基づいたアドバイスを受けられる体制の充実に努めます。

文言追加

ウ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。

*関連政策目標：3 国際競技力の向上

⑥ オリンピック・パラリンピックに向けた取組

関係機関・団体等が一体となり、中・長期的ビジョンを明確にし、選手の発掘と世界の舞台で活躍できる選手のさらなる競技力向上に取り組むとともに、トップコーチの育成により指導者のレベルアップを図ります。

文言追加

(4) スポーツの推進によるスポーツの価値の理解と推進

① コンプライアンスの徹底

各競技団体と連携し、体育・スポーツ団体調整会議、強化対策会議、各指導者養成研修会等を開催し、研修の充実を図り、アスリートの違法行為や指導者の倫理観を高めるため、組織及び個人のコンプライアンスの遵守の徹底に努めます。

② 競技団体のガバナンス強化

各競技団体と連携し、組織の人材育成や財務等の強化を図り、組織運営の体制の充実を図ります。

エ スポーツの価値に関すること。
*関連政策目標：4 クリーンでフェアなスポーツの推進

文言追加

指 標	現況値	<u>現況値(平成28年度)</u>	目標値(平成32年度)
週1回以上運動する成人の割合	H21年度 69.8%	<u>H21年度 69.8%</u>	75.0%
総合型地域スポーツクラブへの加入者数	H22年度 20,487人	<u>19,933人</u>	25,000人
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合 (公立小・中学校)	H22年度 小5男子 99.1 小5女子 101.0 中2男子 98.2 中2女子 97.4	<u>小5男子 98.6</u> <u>小5女子 102.5</u> <u>中2男子 99.3</u> <u>中2女子 99.6</u>	小5男子 101.0以上 小5女子 102.5以上 中2男子 101.5以上 中2女子 101.0以上
国民体育大会天皇杯順位	H24年度 43位	<u>35位</u>	30位以内
全国大会で上位入賞する競技者の数	H24年度 個人113名 団体 26	<u>個人128名</u> <u>団体 20</u>	個人140名 団体 35
国際大会に出場する競技者の数	H24年度 28名	<u>51名</u>	35名

削除

2-2 指導者の養成・確保・活用

(1) 地域のスポーツ活動を支え、継承する人材の養成・確保・活用

① クラブマネジャーの養成・資質の向上

広域スポーツセンターを中心に、総合型地域スポーツクラブの運営に関する講習会等を開催し、その中核となるクラブマネジャーの養成や資質の向上に努めます。

② 有資格指導者の養成・確保・活用

多様化する県民のスポーツに対するニーズに対応できるよう、地域におけるスポーツやレクリエーションに携わる有資格指導者を養成するとともに、資質の向上を図り、その活用に努めます。

文言追加

さらに、ハラスメントの防止や女性スポーツの課題に対応するため、女性の有資格指導者の養成に努めます。

イ 女性のスポーツに関すること。

*関連政策目標：1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

③ 高齢者や障がい者スポーツ指導者の養成

関係機関・団体等と連携し、高齢者や障がい者の多様なニーズに対応できる専門的な知識を有するスポーツ指導者の養成に努めます。

(2) 学校と地域をつなぐ人材の育成・確保・活用

① 教職員の指導力の向上

児童生徒の運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、体力の向上を図るために、新しい知識や研究に基づく各種講習会や研修会を開催し、学校体育・運動部活動に携わる教職員の指導力の向上に努めます。

② 地域指導者の資質の向上

各市町村のスポーツ推進委員や地域におけるスポーツクラブやスポーツ少年団の指導者を対象とした研修会の開催を促進し、地域指導者の資質の向上に努めます。

③ 地域のスポーツ団体による学校への協力・支援体制づくり

学校のニーズに応じた活動ができるよう、地域のスポーツ団体と連携・協力し、学校への効果的なスポーツ指導者の派遣を行う支援体制づくりに努めます。

(3) 競技力を支える若手指導者の養成・確保・活用

① 若手指導者の養成

中央競技団体のトップレベル指導者の招聘や中央講習会等への指導者の派遣に努めるとともに、県内トップレベルにある指導者のノウハウを継承する研修会を開催するなど、若手指導者及び女性指導者の養成を推進します。

文言追加

イ 女性のスポーツに関すること。

*関連政策目標：1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

② 指導者の確保・活用

優れた競技者の育成を図るため、指導環境を充実させるなど、優秀な指導者の確保・活用に努めます。

③ 指導者確保の調査・研究

企業や競技団体等と連携・協力して、専門性の高い優れた指導者や県内外の大学等で活躍し、指導意欲を持つ競技者が、本県を拠点として指導に取り組むことができる方策について検討します。

文言追加

指 標	現況値	現況値(平成28年度)	目標値(平成32年度)
①(公財)日本体育協会、	① H23年度2,804名	① <u>2,781名</u>	① 3,370名
②(公財)日本レクリエーション協会、	② H23年度1,714名	② <u>1,803名</u>	② 2,060名
③(公財)日本障害者スポーツ協会 に登録している公認スポーツ指導者数	③ H23年度 314名	③ <u>267名</u>	③ 380名

削除

3 スポーツムーブメントの展開

(1) スポーツイベント等の誘致・開催

① スポーツイベント等の開催

多くの県民がそれぞれの年齢や体力、技術のレベル、目的に応じて、スポーツやレクリエーション活動に参加できる機会がさらに増えるよう、スポーツ大会や教室・イベントなどを開催する市町村、各種スポーツ団体の活動を支援します。

② 観戦機会の拡充

スポーツイベントを観戦することは、次世代を担う子どもたちのスポーツへの興味やあこがれを抱かせ、スポーツ活動へ参加する機会の拡大が期待できることから、スポーツイベント等を誘致するなどして、観戦機会の拡充を図ります。

③ スポーツボランティアの育成・活用

スポーツボランティアとして活動することは、生きがいをづくりや人と人との交流の輪の拡大にもつながることから、地域の人々の身近なスポーツ大会から全国大会、国際大会等の運営を担うスポーツボランティアの育成やその活用に向けた研修会の開催等を支援します。

(2) シンボルスポーツ・シンボルスポーツチーム等の創出

① 「ふくしまの顔」となるシンボルスポーツ等の創出

「ふくしまの顔」として地域の活性化と大きな経済効果をもたらす可能性を有するシンボルスポーツやシンボルスポーツチームについて、機運の醸成を図りながら、その創出に向けた取組に努めます。

② 応援する文化の育成

学校や地域のスポーツ施設を拠点施設とし、地域におけるシンボルスポーツの創出を促進するとともに、これらの地域の一体感や誇りの醸成が図れるよう、シンボルスポーツやシンボルスポーツチームを応援する文化の育成に努めます。

③ スポーツチームのプロ昇格に関する取組

県内のスポーツチームのプロ昇格に向け、側面から取り組むとともに、県全体で応援する体制づくりに努めます。

(3) スポーツ教室等の開催

① 親子で楽しめるスポーツ教室等の開催

子ども、とりわけ、就学前の子どもについては、家族のスポーツに対する取り組む姿勢が大きく影響するとともに、スポーツに親しむ機会を地域で提供することが重要であることから、家庭と地域が連携した親子で楽しめるスポーツ教室等の開催に努めます。

② 職域や地域におけるスポーツ教室の開催

多忙な働き盛りの世代のスポーツ実施率が他の世代に比べ低いことから、職域や地域と連携を深め、スポーツ教室を開催し、気軽に取り組める運動プログラムを紹介するとともに、その世代の生活実態を踏まえ、市町村のスポーツ施設における指定管理者制度を活用した夜間のスポーツ教室の開催など、運動の習慣化やスポーツに親しむきっかけとなるような活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

③ 高齢者や障がい者のスポーツ教室等の開催

高齢者や障がい者が生きがいをもって積極的に社会活動に参加できるよう、高齢者や障がい者の健康づくりや体力づくりのためのスポーツ教室等の開催に努めます。

(4) 豊かな自然や地域の特性を活かしたスポーツの推進

県内の山林、河川、湖沼など、恵まれた自然環境を活かして自然とふれあいながら楽しむことのできるスポーツ活動を積極的に推進します。

また、その自然のスポーツフィールドを企業のスポーツチームや大学等の運動部の合宿、スポーツツーリズムやグリーンツーリズム等で活用されるよう、新たなプログラムづくりを研究します。

文言追加

(5) オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

① オリンピック・パラリンピック教育の取組

オリンピック・パラリンピック教育は、東京大会の開催によるスポーツへの関心の向上にとどまらず、スポーツを通じた努力から得られる喜び、フェアプレー精神、他者への敬意・理解、心身の発達と知性の調和という、人間教育にも通ずるオリンピズムの理念のもと、オリンピック・パラリンピアンによる講演や、障がい者スポーツなど未体験のスポーツに触れる機会の提供などによるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、誰もが参加できる共生社会の実現、多様な価値への理解や国際理解を持った人材を育成します。

② ホストタウンの取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催決定を契機に、事前キャンプの誘致等により様々な交流を図る自治体を「ホストタウン」とし、県内各地に広げる取組を行っています。

具体的には、大会参加や事前合宿等での選手等の来日に際し、ウエルカムパーティーの実施や選手による講演、競技体験などを通じて、人的・経済的・文化的な交流を促進することにより、大会期間中だけでなく大会後においても交流が継続し、地域活性化や国際的な視野を持つ人材の育成につながるよう取り組みます。

ウ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。

*関連政策目標：2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

文言追加

指 標	現況値	<u>現況値(平成28年度)</u>	目標値(平成32年度)
生涯スポーツ関連行事の 開催回数・人数	H23年度 1,523事業 144,930人 (参考：H22年度 2,781事業 328,570人)	<u>3,771事業</u> <u>293,826人</u>	2,800事業以上 329,000人以上
年1回以上会場でスポー ツ観戦する者の割合	H22年度 33.5% SSF「スポーツライフ・データ」 (平成22年度)県調査なし	<u>H22年度 33.5%</u> <u>SSF「スポーツライフ・データ」</u> <u>(平成22年度)県調査なし</u>	40%
スポーツボランティア参 加率	H21年度 16.3%	<u>H21年度 16.3%</u>	27%

※ 「生涯スポーツ関連行事の開催回数・人数」については、現況値を平成23年度として
おりますが、震災前の平成22年度の数値についても記載しています。

4.2 スポーツ交流の推進

(1) 多様な地域とのスポーツ交流の推進

① 県内におけるスポーツ交流の推進

県内各地で開催されるスポーツイベントや各種大会は、日頃のスポーツ活動の成果発表の場であるとともに、参加者相互や地域との交流を通して地域の活性化にも寄与することから、スポーツを通じた交流の一層の促進に努めます。

② 広域的なスポーツ交流の推進

県域を越えたスポーツの交流は、交流人口の拡大につながり、地域の活性化を促進させるとともに、競技力の向上や観戦機会の拡充などにつながることから、広域的なスポーツ交流を支援します。

(2) スポーツ国際交流の推進

本県競技力の向上を図り、国際性豊かな競技者や指導者を育成するため、関係団体と連携し、福島空港の利用促進等を図りながら、スポーツ国際交流を推進します。

(3) プロスポーツ等との交流の推進

プロスポーツチームやアマチュアのトップアスリートの活躍は、子どもたちにスポーツへの興味やあこがれを抱かせ、競技人口の拡大につながるとともに、これらを招聘して行うスポーツ教室などは一流の競技者とふれあう絶好の機会となり、競技力の向上にもつながることから、プロスポーツ等の観戦の機会、さらにプロスポーツ選手やアマチュアのトップアスリートとの交流の機会の充実に努めます。

削除

5 スポーツ施設の整備・活用

(1) スポーツ施設の機能強化及び有効活用

① スポーツ施設の機能強化

あづま総合運動公園については、今後ともスポーツ振興の中核施設として、県民の様々なスポーツに対するニーズに応えられるよう、施設・設備の機能強化に努めます。

また、競技振興の拠点となるスポーツ施設の整備については、既存施設の一層の活用の促進に努めるとともに、調査・研究に努め、その在り方について検討します。

② 公共スポーツ施設の有効活用

ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障がい者にも一層使いやすいように、ユニバーサルデザインにも配慮した施設・設備の整備を促進するとともに、利用者の利便性を図るなど、市町村に整備されている施設の有効活用に努めます。

(2) 学校体育施設の開放促進

学校体育施設は、児童生徒の多様な学習活動の場としての利用とともに、スポーツを中心に、レクリエーション・文化・福祉活動等も含めて、地域住民が様々な分野で生涯学習活動を行う地域コミュニティの拠点施設としての機能も期待されています。

地域住民の身近なスポーツ活動の場として有効活用できるよう、学校の実態に応じた開放を促進します。

文言追加

指 標	現況値	現況値(平成28年度)	目標値(平成32年度)
あづま総合運動公園の利用者数	H23年度 1,157,489人 (参考：H22年度 1,430,681人)	<u>1,750,177人</u>	1,700,000人
学校体育施設（グラウンド及び体育館）の開放率	H23年度 小・中学校 87.1% (参考：H22年度 95.2%)	<u>小・中学校 90.6%</u>	小・中学校 95.0%
	H22年度 高 校 28.9%	<u>高 校 23.9%</u>	高 校 36.0%

※ 「あづま総合運動公園の利用者数」「学校体育施設(グラウンド及び体育館)の開放率(小・中学校)」については、現況値を平成23年度としておりますが、震災前の平成22年度の数値についても記載しています。

削除

6-2 スポーツの情報提供

(1) 各種スポーツ・健康情報提供の充実

大会・イベント開催や施設の利用等、スポーツや健康に関する情報を広く県民に提供できるよう、市町村や財団法人福島県体育協会をはじめ、関係機関・団体と協力して、スポーツに関する情報を発信し、県民のスポーツ活動の啓発に努めます。

(2) アンチ・ドーピングの啓発活動の推進

国民体育大会の参加者に対するドーピング検査の実施など、ドーピングを取り巻く状況の変化に適切に対応していくためには、ドーピングが、「競技者の健康を害する」「フェアプレーの精神に反する」「反社会的行為である」ということを理解することが大切であるため、各競技団体による強化練習会や学校における保健学習など、様々な機会を活用し、アンチ・ドーピングについての啓発活動などを積極的に推進します。

文言追加

指 標	現況値	現況値(平成28年度)	目標値(平成32年度)
財団法人(公財)福島県体育協会ホームページへのアクセス件数	H22年度 66,516件	<u>82,557件</u>	80,000件

文言追加・訂正

削除

7-2 企業・大学と地域スポーツの好循環

(1) 企業スポーツと地域スポーツとの連携

企業スポーツチームの優れたアスリートやスポーツ指導者等の人的資源やスポーツ施設等の物的資源を活用し、企業スポーツと地域スポーツとの連携を深めながら、スポーツを通じた企業の地域貢献活動を促進します。

(2) 大学と地域スポーツとの連携

大学との連携・協働により、スポーツに関するさまざまな研究、アスリートや指導者の人材の交流、施設の開放等、大学の持つ資源を活用し、地元のジュニアアスリートの発掘・育成、スポーツ指導者の養成、総合型地域スポーツクラブの運営等、スポーツを通じた大学の地域貢献活動を促進します。

削除

8-2 東日本大震災・原子力災害に伴う対応

東日本大震災・原子力災害からの復興・再生に向けて、それに伴うスポーツ推進施策については、上述の1～7の施策内容に加え、以下の内容についても、関係市町村・団体と連携して取り組んでいきます。

(1) スポーツ団体の活動支援

文言追加・訂正

東日本大震災・原子力災害により、避難を余儀なくされている地域については、地域の絆を育むコミュニティの維持・再生や避難している住民が身近にスポーツに触れ親しむことができる機会を確保するため、広域スポーツセンターやうつくしま総合型スポーツクラブユニオン (一社) 福島県総合型スポーツクラブ連絡協議会との連携強化を図り、避難地域の総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体の活動を支援します。

(2) 全国大会や国際大会の誘致・開催

スポーツやレクリエーションの全国大会や国際大会を誘致・開催することは、復興に向けて着実に歩み続ける本県の姿を国内外に広く発信するとともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながり、また、県民のスポーツへの関心を高め、スポーツ活動を実施する機運を高める効果が期待できることから、各競技団体が行う誘致活動等を支援するなど、スポーツやレクリエーションの全国大会や国際大会の誘致・開催に努めます。

VI 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

スポーツの振興については、県や市町村のみならず、県民一人ひとり、スポーツ団体、企業等まで、自主的・主体的に取り組むことが必要であり、それぞれが重要な役割を担っています。

(1) 県民に期待される役割

県民一人ひとりが、県や市町村等が実施するスポーツ振興施策への理解を深め、積極的にスポーツに親しむなど、「する」、「みる」、「~~支える~~ ささえる」の3つの観点から、スポーツに主体的に関わることが期待されます。

文言訂正

(2) スポーツ関係機関・団体等に期待される役割

大学などの教育研究機関には、専門的な見地からスポーツに関する科学的な研究を推進することが期待されます。

また、スポーツ関係団体等には、組織体制の整備や指導者の育成、県民がスポーツに親しむ機会の拡充など、本県の総合的なスポーツの振興に主体的に取り組み、大きな力を発揮することが期待されます。

(3) 企業に期待される役割

近年の職場環境の大きな変化は、心身の健康に深刻な影響を与えていることから、心身の健康や体力の保持増進に向けて、スポーツ活動を通した明るく活力ある環境整備に取り組むことが期待されます。

また、企業の社会貢献が期待される中、企業スポーツの創出、企業が持つスポーツ資源を地域に積極的に提供するなど、地域のスポーツ活動を支援していく役割も期待されます。

(4) 市町村に期待される役割

県民や地域に最も身近な自治体であることから、地域住民のスポーツ活動の場となる公共施設の整備や利活用、地域のスポーツ団体・スポーツボランティア等との連携強化や組織化の促進、スポーツを活かした地域活性化への取組強化、他の市町村等とのスポーツ交流の推進など、各市町村の実情に応じた的確かつ柔軟なスポーツ環境の整備が期待されます。

(5) スポーツ振興関係公益法人に期待される役割

県民一人ひとりへのスポーツの普及と本県スポーツ振興の中核的役割を担っているとの自覚に立ち、県民、スポーツ団体等が行うスポーツ活動への助成や支援の一層の充実と優れた自主事業の展開などが期待されます。

(6) 県の役割

① 民間団体等との連携・協力

スポーツの振興に当たっては、国立大学法人福島大学をはじめとする教育研究機関や財団法人福島県体育協会をはじめとする各種スポーツ関係機関・団体等との連携強化を図ることが重要です。

このため、これらの関係機関・団体等との情報の交換に努めるとともに、事業への協力を求めるなど、連携を積極的に推進します。

② 市町村との連携・協力

スポーツの振興に当たっては、県民に最も身近な自治体である市町村と県との相互の連携が不可欠です。

市町村の理解と協力のもと、役割分担を明確にし、県民がスポーツに自主的・自律的かつ継続的にスポーツに関わり合うことができるよう、県全体のスポーツ振興施策を効果的に推進します。

③ 国、他の都道府県との連携・協力

高速交通網の整備などにより、県域を越えたスポーツ活動も多くなってきており、このような広域的なスポーツ活動は、本県スポーツの活性化につながります。

このため、国や他の都道府県との連携・協力を努め、県民の県域を越えた広域的なスポーツ活動を支援します。

④ 県の連携体制

県は、スポーツの推進施策が教育・福祉・観光・産業など様々な分野と密接に関連していることから、各部局との連携体制の強化に努め、全庁的な連携のもとに、部局間の調整を図りながら総合的かつ効果的に各種施策を推進します。

2 計画の進行管理

この計画の進捗状況については、施策の実施状況を適切に把握・評価し、各年度の重点施策・事業を通して効果的な推進に努めるとともに、福島県スポーツ推進審議会などの意見を踏まえて、計画の弾力的な運用に努めます。

福島県スポーツ推進基本計画の指標

文言追加

No.	指 標	現況値	<u>現況値(平成28年度)</u>	目標値(平成32年度)
1	週1回以上運動する成人の割合	H21年度 69.8%	<u>H21年度 69.8%</u>	75.0%
2	総合型地域スポーツクラブへの加入者数	H22年度 20,487人	<u>19,933人</u>	25,000人
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合 (公立小・中学校)	H22年度 小5男子 99.1 小5女子 101.0 中2男子 98.2 中2女子 97.4	<u>小5男子 98.6</u> <u>小5女子 102.5</u> <u>中2男子 99.3</u> <u>中2女子 99.6</u>	小5男子 101.0以上 小5女子 102.5以上 中2男子 101.5以上 中2女子 101.0以上
4	国民体育大会天皇杯順位	H24年 43位	<u>35位</u>	30位以内
5	全国大会で上位入賞する競技者の数	H24年度 個人113名 団体 26	<u>個人128名</u> <u>団体 20</u>	個人140名 団体 35
6	国際大会に出場する競技者の数	H24年度 28名	<u>51名</u>	35名
7	①(公財)日本体育協会、 ②(公財)日本レクリエーション協会、 ③(公財)日本障害者スポーツ協会 に登録している公認スポーツ指導者数	① H23年度2,804名 ② H23年度 1,714名 ③ H23年度 314名	<u>①2,781名</u> <u>②1,803名</u> <u>③ 267名</u>	① 3,370名 ② 2,060名 ③ 380名
8	生涯スポーツ関連行事の開催回数・人数	H23年度 1,523事業 144,930人 (参考：H22年度 2,781事業 328,570人)	<u>3,771事業</u> <u>293,826人</u>	2,800事業以上 329,000人以上

No.	指 標	現況値	<u>現況値(平成28年度)</u>	目標値(平成32年度)
9	年1回以上会場でスポーツ観戦する者の割合	H22年度 33.5% SSF「スポーツライフ・データ」 (2010)県調査なし	<u>H22年度 33.5%</u> <u>SSF「スポーツライフ・データ」</u> <u>(2010)県調査なし</u>	40%
10	スポーツボランティア参加率	H21年度 16.3%	<u>H21年度 16.3%</u>	27%
11	あづま総合運動公園の利用者数	H23年度1,157,489人 (参考：H22年度 1,430,681人)	<u>1,750,177人</u>	1,700,000人
12	学校体育施設(グラウンド及び体育館)の開放率	H23年度 小・中学校 87.7% (参考：H22年度 95.2%) H22年度 高 校 28.9%	<u>小・中学校 90.6%</u> <u>高 校 23.9%</u>	小・中学校 95.0% 高 校 36.0%
13	財団法人 (公財) 福島県体育協会ホームページへのアクセス件数	H22年度 66,516件	<u>82,557件</u>	80,000件

※ 「生涯スポーツ関連行事の開催回数・人数」「あづま総合運動公園の利用者数」「学校体育施設(グラウンド及び体育館)の開放率(小・中学校)」については、現況値を平成23年度としておりますが、震災前の平成22年度の数値についても記載しています。

文言追加・訂正

参 考 资 料

用語の補足説明

文言追加・訂正

1	イコールパートナー	対等の立場で互いに提携しあうものをいいます。
2	うつくしま総合型 スポーツクラブユニオン <u>一般社団法人福島県総 合型スポーツクラブ連 絡協議会</u>	県内の全総合型地域スポーツクラブでつくる協議会のことをいいます。クラブ間の交流や情報共有を進め、それぞれのクラブの課題解決やクラブ間の自立につなげています。
3	運動	健康や楽しみのためなどに行う身体活動のことです。
4	<u>オリンピズム</u>	<u>「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でより良い世界の実現に貢献する」というクーベルタンが提唱したオリンピックのあるべき姿のことです。</u>
4.5	外部指導者	教科体育や部活動において、教員を助け、専門的な指導をする人のことです。地域住民や保護者、学生らが担います。部活動の試合の監督となる場合には、それぞれ種目ごとに制限を設けていることがあります。
5.6	学校保健統計調査	学校における幼児、児童生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として文部科学省が昭和23年から幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校に在籍する満5歳から17歳（4月1日現在）までの幼児、児童及び生徒に対して行っている調査です。
7	<u>ガバナンス</u>	<u>不正行為を防止するための仕組みや効率よく業務を行うための仕組みのことです。</u>
6.8	競技スポーツ	スポーツを行う目的は様々ですが、特に勝利や大会での成績、記録や技能の向上を目指して行うのが典型的な「競技スポーツ」です。競技スポーツを行うことは、勝利や技能の向上により達成感や満足感を味わうことができ、スポーツが持つ魅力を感じることができます。また、トップアスリートの競技をみることは、県民にスポーツの醍醐味、洗練された技能のすばらしさ等、人々に夢や感動を与え、スポーツの魅力を十分に伝えてくれるスポーツのことです。
7.9	クラブマネジャー	総合型地域スポーツクラブ等において財務状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別の活動状況等、クラブ全体について把握し、経営管理（マネジメント）を行う立場にある人のことをいいます。公益財団法人日本体育協会が養成する資格として「クラブマネジャー」と、「クラブマネジャー」を補佐し、クラブ経営のための諸活動をサポートする「アシスタントマネジャー」の資格があります。
8.10	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。
9.11	県政世論調査	県政の課題等について県民の意識やニーズを調査し、具体的な政策形成等の基礎的な資料とする目的で実施する調査のことです。 平成23年度は、県内の1300人を対象に実施（回収率63.7%）し、調査項目は、「芸術文化・スポーツ活動」についてなど7項目調査しました。
10.12	広域スポーツセンター	広域市町村圏内の総合型地域スポーツクラブの創設や運営、圏内におけるスポーツ活動全般をサポートする組織のことで、現在3つのセンターがあります。

11 13	高齢社会	高齢化率7%～14% を高齢化社会 同14%～21% を高齢社会 同21%～ を超高齢社会といいます。 (高齢化率：65歳以上の人口が総人口に占める割合)
14	<u>コンプライアンス</u>	<u>法令順守。社会規範に反することなく、公正・公平に業務を遂行することをいう。</u>
12 15	ジュニアアスリート	各種大会のカテゴリーにおいて使用されるジュニアではなく、ここでは単に小学生、中学生世代のスポーツ選手に対して、ジュニアアスリートと表現しています。
16	<u>醸成</u>	<u>ある気運・情勢などを次第に作り上げていくこと。</u>
13 17	生涯スポーツ	子どもから高齢者まで、生涯にわたってライフステージ（人生の各時期）に、それぞれの興味・関心や目的に応じて運動・スポーツに親しむことを意味します。生涯スポーツは、競技として、レクリエーションとして、あるいは、健康・体力づくりなど、様々な目的や楽しみ方があります。また、「する」「みる」「支える」等、様々なかかわり方があります。
14 18	シンボルスポーツ シンボルスポーツチーム	本県のスポーツ振興を牽引するスポーツやスポーツチームをさします。
15 19	スポーツ	ルールや決まりに基づいて活動する陸上競技やサッカー、また柔道や剣道等の武道などを「スポーツ」として扱います。しかし、単に「スポーツは・・・」や「スポーツ振興」あるいは「スポーツ活動」と表現している場合は、原則として「運動」と「スポーツ」の両方を含めた意味で使用しています。
20	<u>スポーツ・インテグリティ</u>	<u>インテグリティとは、「誠実性・健全性・高潔性」をさします。「スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態」をさします。</u>
16 21	スポーツ基本計画	スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として平成24年3月に位置づけられたものです。
17 22	スポーツ基本法	スポーツ振興法を全部改正する形で平成23年6月に制定された法律であり、スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められているものです。
23	<u>スポーツコミッション</u>	<u>地方自治体、スポーツ団体・企業（スポーツ産業、観光産業）等が一体となり、「する」「みる」「ささえる（育てる）」スポーツや、スポーツを観光資源としたツーリズム等による地域活性化に取り組む組織のこと。</u>
24	<u>スポーツ施設のストック適正化</u>	<u>既存のスポーツ施設をできるだけ長く安全に有効使用すること。</u>
18 25	スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）人のことをいいます。旧スポーツ振興法第19条に定める「体育指導委員」について、近年、スポーツ実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整としての新たな役割が追加されました。

<u>1926</u>	スポーツツーリズム	スポーツやスポーツイベントへの参加・観戦・応援を目的として旅行し、少なくとも24時間以上その目的地に滞在することをいいます。
<u>2027</u>	スポーツドクター	スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツを行う人々の健康の保持増進や競技力向上のための支援、スポーツ障害の予防・治療、スポーツ医学の研究・教育・普及活動等を行う医師のことをいいます。スポーツ団体等による資格認定制度として、公益財団法人日本体育協会スポーツドクター、社団法人日本医師会認定健康スポーツ医、公益社団法人日本整形外科学会認定スポーツ医、公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ医等があります。
<u>2128</u>	スポーツムーブメント	明るく豊かで活力に満ちた社会づくりに貢献するスポーツ活動の動機づけとなる運動のことです。
<u>2229</u>	総合型地域スポーツクラブ	「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、地域住民が主体となって、自ら運営・管理をする新しいスポーツクラブのシステムです。 クラブでは、いろいろな種類を様々な人たちが、その興味・関心や競技レベルを問わず、それぞれのスタイルで楽しむことができるスポーツクラブのことをいいます。
<u>2330</u>	ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアをいいます。
<u>31</u>	<u>第2期スポーツ推進基本計画</u>	<u>平成24年3月に策定した「スポーツ基本計画」は、平成24年度から5年間の計画であり、平成29年度から平成33年度までの計画を新たに策定するため、スポーツ庁において、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定した。</u>
<u>2432</u>	体育	「体育」とは、一般的には運動・スポーツについての教育（学習）を意味する言葉で、主に学校教育で使われる教育用語のことです。
<u>2533</u>	体力・運動能力テスト	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得るため、文部科学省が昭和39年から行っています。
<u>2630</u>	地域スポーツの好循環	スポーツを普及・定着させ、スポーツを人々にとって身近なものとするためには、トップアスリートなどの優秀な技術や経験を地域スポーツに有効に活用し、スポーツのすそ野の拡大及び底上げを図ることをいいます。
<u>2734</u>	トップアスリート	アスリートの中でも一流と認められる者は「トップアスリート」という呼び方をします。一般的にはオリンピックや世界選手権出場レベルの者や、各競技の世界ランキング上位者などをさします。しかし、高校生であれば全国大会出場レベル、大学生や社会人であれば日本選手権出場レベル以上のアスリートをさします。
<u>2835</u>	ドーピング検査	スポーツ選手を対象となる禁止薬物を使用していないか調べる検査のことです。
<u>2936</u>	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のことです。
<u>37</u>	<u>ハラスメント</u>	<u>他者に対する発言が本人の意図とは関係なく相手を不快にさせること、相手の尊厳を傷つけること、相手に不利益を与えること、相手に脅威を与えることをさす。セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどの種類があります。</u>

<u>38</u>	<u>バリアフリー</u>	<u>障害物（バリア）を取り除く（フリー）という意味。住宅内や地域社会において、障がい者や高齢者にとっての障害を取り除き、暮らしやすい環境を実現していこうという考え方。また、バリアフリーをさらに推し進め、障がい者、高齢者、健常者の別なく、誰にとっても利用しやすいように、製品や建物、空間をデザインしようという考え方をユニバーサルデザインという。</u>
<u>3039</u>	ふくしま新生プラン	県最上位の計画として、本県の復興に特化した福島県復興ビジョン、復興計画を含めたあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針として大きな方向性や施策を示すものです。
<u>40</u>	<u>ホストタウン</u>	<u>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、参加国と自治体等と連携した事前合宿やイベント、スポーツ・文化・観光関係者との相互交流、地域住民による参加国の競技応援等を実施すること。</u>
<u>3141</u>	メディカルサポート体制	医療支援体制のことをいいます。
<u>3242</u>	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念のことです。
<u>3343</u>	ライフスタイル	生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいいます。
<u>3444</u>	レクリエーション	「レクリエーション」は、休養や娯楽、さらに自己実現を図るといった積極的な意味合いを持ち、囲碁や将棋のようなものから「スポーツ」まで、幅広いものとして使用しています。
<u>3545</u>	若手指導者	おおむね40歳以下の指導者をさします。